

環水大管発第 2506305 号  
令和 7 年 6 月 30 日

各 都道府県  
市  
特別区 水道行政担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長  
(公印省略)

## 水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における 留意事項について

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和 7 年 環境省令第 19 号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年 環境省令第 20 号。以下「改正省令」という。）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（令和 7 年 6 月 30 日付け環水大管発第 2506301 号）にて環境省水・大気環境局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項を取りまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方よろしく御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者等、国設置専用水道の設置者及び登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

### 記

#### 第 1 水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正に係る留意事項

##### 1. 改正の趣旨

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）及びペルフルオロオクタン酸（PFOS）については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を 20ng/kg 体重/日とされたことを踏まえて、令和 7 年 5 月 8 日に中央環境審議会の答申を得て、水質基準に関する省令（平成 15 年 厚生労働省令第 101 号）について、所要の改正を行った。また、本改正に伴い、水道法施行規則（昭和 32 年 厚生省令第 45 号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第 1 回及び第 2 回）の関係資料等を環境省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

##### 2. 改正内容

###### （1）水質基準に関する省令の一部を改正する省令

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸

(別名 PFOA)（以下「PFOS 及び PFOA」という。）の水質基準「0.00005mg/L※以下であること。」を新たに設定することとした。（※0.00005mg/L = 50ng/L）

（2）水道法施行規則の一部を改正する省令

PFOS 及び PFOA の検査の回数は、おおむね 3か月に 1 回以上を基本とする。ただし、簡易水道事業、水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、新たに以下のとおりとする。

- ・簡易水道事業においては、施行以前に行われた検査結果から PFOS 及び PFOA が検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね 6か月に 1 回以上に軽減することとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね 1 年に 1 回以上に軽減することとする。
- ・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) 以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができるることとする。
- ・専用水道の場合は、同様の考え方を用いることができるることとする。

### 3. 留意事項

- （1）改正省令附則第 2 項に関して、施行日前に実施した PFOS 及び PFOA の「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）によって行う検査に相当する検査として、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）別添 4 により実施されたもののほか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成 24 年 9 月 6 日付け健水発 0906 第 1 号別添、最終改正：平成 29 年 10 月 18 日）に従った評価をして目標に適合したものと認める。
- （2）改正省令による改正後の水道法施行規則（以下「新規則」という。）第 15 条第 1 項第 2 号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに 1 地点以上選定するが、同条第 1 項第 3 号ニ(2)・(3)・(4)の判断に限り、この省令の「施行日前に実施した」検査の結果として、水道施設内で濃度が上昇しないと考えられる場合には、原水の結果を含めることができる。
- （3）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前の検査を実施していない場合には、令和 8 年度の PFOS 及び PFOA の検査頻度を「おおむね 3か月に 1 回以上」とする。ただし、新規則第 15 条第 1 項第 4 号ロの適用を受ける場合はその限りではない。
- （4）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前に検査を実施し、水質基準の 5 分の 1 を超過した結果がある場合には、令和 8 年度の PFOS 及び PFOA の検査頻度を「おおむね 3 か月に 1 回以上」とする。ただし、超過を確認した以降、施行日前までに水質基準の 5 分の 1 を超過しないことを確認した場合はその限りではない。
- （5）簡易水道事業及び専用水道において、過去 3 年間の検査結果がすべて水質基準の 5 分の 1 以下である場合は、新規則第 15 条第 1 項第 3 号ニ(3)に規定する「当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合」に該当するものとする。
- （6）簡易水道事業及び専用水道において、令和 5 年度以降の各年度において 1 回以上検査を実施し、水質基準の 10 分の 1 以下であることを確認した場合は、検査を実施した年度を新規則第 15 条第 1 項第 3 号ニ(4)の「過去 3 年間」に含めることができる。
- （7）新規則第 15 条第 1 項第 4 号ロによる水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業及び専用水道（新規則第 54 条の準用規定により第 15 条第 1 項を準用）における省略規定の適用に当たって、「送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないこと」の判断は、過去 3 年以内の同一年度に実施した水道用水供給事業者等の検査結果と供給を受ける水道事業者及び専用水道の設置者が自ら実施した検査結果を比較し行うこと。
- （8）新規則第 15 条第 1 項第 4 号ロの「当該水道用水供給事業者の検査の結果」の判断に当た

って、複数の水道用水供給事業者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の5分の1以下であること。

## 第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付け健水発第1010001号)の一部改正について  
本文及び別添を別紙1新旧対照表のとおり改正すること。
2. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)の一部改正について  
本文及び別表第4を別紙2新旧対照表のとおり改正すること。
3. 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」(平成28年3月31日付け生食水発0331第2号から第4号まで)の一部改正について  
第1を別紙3新旧対照表のとおり改正すること。

## 第3 適用期日

第2の2の改正事項については、令和7年6月30日から適用されること。ただし、既に策定されている令和7年度の水質監視に係る計画の変更を求めるものではない。

第2の1及び3の改正事項については、令和8年4月1日から適用されること。

## 別紙1

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
(前略) 記 第1 (略)	(前略) 記 1 (略)
第2 水質異常時の対応について 1～3 (略)	第2 水質異常時の対応について 1～3 (略)
4 新基準省令の表中1の項から <u>32</u> の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。 5 新基準省令の表中 <u>33</u> の項から <u>52</u> の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。	4 新基準省令の表中1の項から <u>31</u> の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。 5 新基準省令の表中 <u>32</u> の項から <u>51</u> の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。
第3 水質管理目標設定項目に係る留意事項について	第3 水質管理目標設定項目に係る留意事項について

<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。</p> <p>イ 水源が湖沼等停滯性の水域である場合に着目すべき項目</p> <p>アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(2—エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1, 1, 1—トリクロロエタン、有機物等(過マンgan酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。</p> <p>イ 水源が湖沼等停滯性の水域である場合に着目すべき項目</p> <p>アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(2—エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンган及びその化合物、遊離炭酸、1, 1, 1—トリクロロエタン、有機物等(過マンgan酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p>																																														
<p>別添1</p> <table border="1" data-bbox="190 1075 1134 1355"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目名</th><th>給水栓以外での水の採取</th><th>検査回数</th><th>検査回数の減</th><th>省略の可否</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ー、1、2</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>カドミウム及びその化合物</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="2">注4の通り</td></tr> <tr> <td>4</td><td>水銀及びその</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否	ー、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注4の通り	4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)	<p>別添1</p> <table border="1" data-bbox="1134 1075 2084 1355"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目名</th><th>給水栓以外での水の採取</th><th>検査回数</th><th>検査回数の減</th><th>省略の可否</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ー、1、2</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>カドミウム及びその化合物</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="2">注3の通り</td></tr> <tr> <td>4</td><td>水銀及びその</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否	ー、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注3の通り	4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)
番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否																																										
ー、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																										
3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注4の通り																																										
4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)																																											
番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否																																										
ー、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																										
3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注3の通り																																										
4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)																																											

	化合物					
5	セレン及びその化合物	(略)	(略)	(略)		
6	鉛及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注5の通り</u>	
7	ヒ素及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>	
8	六価クロム化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注5の通り</u>	
9~11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
12	フッ素及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>	
13	ホウ素及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り。</u> (海水を原水とする場合不可。)	
14~19	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注6の通り</u>	
20	ペルフルオロ (オクタンー)	<u>一定の場</u> 合可 <sup>#1</sup>	<u>概ね3月</u> に1回以	<u>注3の</u> 通り	<u>注7の通り</u>	

	化合物					
5	セレン及びその化合物	(略)	(略)	(略)		
6	鉛及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>	
7	ヒ素及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注3の通り</u>	
8	六価クロム化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>	
9~11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
12	フッ素及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注3の通り</u>	
13	ホウ素及びその化合物	(略)	(略)	(略)	<u>注3の通り。</u> (海水を原水とする場合不可。)	
14~19	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。</u>	
	<u>(新設)</u>					

	<u>1—スルホン 酸) (別名 P F O S) 及びペ ルフルオロオ クタン酸 (別 名 P F O A)</u>		<u>上</u>							
<u>21</u>	ベンゼン	(略)	(略)	(略)	<u>注6の通り</u>					
<u>22~26</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>27</u>	臭素酸	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り。</u> (浄水処理 にオゾン処理、消毒に 次亜塩素酸を用いる場 合不可。)					
<u>28~32</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>33~36</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注5の通り</u>					
<u>37、38</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>					
<u>39</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>40~42</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>					
<u>20</u>	ベンゼン	(略)	(略)	(略)	<u>当該事項についての過 去の検査結果が基準値 の2分の1を超えたこ とがなく、かつ、原水並 びに水源及びその周辺 の状況(地下水を水源 とする場合は、近傍の 地域における地下水の 状況を含む。)を勘案し 、検査を行う必要がな いことが明らかである と認められる場合、省 略可。</u>					
<u>21~25</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>26</u>	臭素酸	(略)	(略)	(略)	<u>注3の通り。</u> (浄水処理 にオゾン処理、消毒に 次亜塩素酸を用いる場 合不可。)					
<u>27~31</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>32~35</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>					
<u>36、37</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注3の通り</u>					
<u>38</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>39~41</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注3の通り</u>					

<u>43、44</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>45、46</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注4の通り</u>
<u>47～52</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1、注2 (略)

注3 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

注4、注5 (略)

注6 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注7 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

<u>42、43</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>44、45</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>注3の通り</u>
<u>46～51</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1、注2 (略)

注3、注4 (略)

<p>別添3</p> <p>水質異常時の対応について</p> <p>水質異常時の対応については、以下によるものとする。</p> <p>1 新基準省令の表中1の項から<u>32</u>の項までの上欄に掲げる事項 (1)～(3) (略)</p> <p>2 新基準省令の表中<u>33</u>の項から<u>52</u>の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>別添3</p> <p>水質異常時の対応について</p> <p>水質異常時の対応については、以下によるものとする。</p> <p>1 新基準省令の表中1の項から<u>31</u>の項までの上欄に掲げる事項 (1)～(3) (略)</p> <p>2 新基準省令の表中<u>32</u>の項から<u>51</u>の項までの上欄に掲げる事項</p>
<p>別添4</p> <p>水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p>(平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正 令和7年<u>6</u>月<u>30</u>日)</p> <p>環境省水・大気環境局 環境管理課</p>	<p>別添4</p> <p>水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p>(平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正 令和7年<u>3</u>月<u>26</u>日)</p> <p>環境省水・大気環境局 環境管理課</p>
<p>— 目 次 —</p> <p>目標 1～30 (略) <u>目標31 削除</u></p> <p>目標 1～30 (略) <u>目標31 削除</u></p>	<p>— 目 次 —</p> <p>目標 1～30 (略) <u>目標 31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (P F O S) 及びペルフルオロオクタ ン酸 (P F O A)</u></p> <p>目標 1～30 (略) <u>目標 31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (P F O S) 及びペルフルオロオクタ ン酸 (P F O A)</u></p>

## 固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目はPFOs、PFOA及びペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）である。

### 1 試薬

(1)～(5) (略)

#### (6) 有機フッ素化合物標準原液

PFOs 10mg、PFOA 10mg 及び PFHxS 10mg を別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールで 200ml としたもの

ただし、直鎖 PFOs、直鎖 PFOA 及び直鎖 PFHxS を主成分とする標準品を用いること。

これらの溶液 1mL は、直鎖 PFOs、直鎖 PFOA 及び直鎖 PFHxS をそれぞれ 0.05mg 含む。

これらの溶液は、冷凍保存する。

#### (7) 内部標準原液

$^{13}\text{C}$ —PFOs 10mg、 $^{13}\text{C}$ —PFOA 10mg 及び  $^{13}\text{C}$ —PFHxS 若しくは  $^{18}\text{O}$ —PFHxS 10mg を別々のメスフラスコに採り、それをメチルアルコールで 200ml としたもの

ただし、直鎖  $^{13}\text{C}$ —PFOs、直鎖  $^{13}\text{C}$ —PFOA 及び直鎖  $^{13}\text{C}$ —PFHxS 若しくは直鎖  $^{18}\text{O}$ —PFHxS を主成分とする標準品を用いること。

これらの溶液 1mL は、直鎖  $^{13}\text{C}$ —PFOs、直鎖  $^{13}\text{C}$ —PFOA 及び直鎖  $^{13}\text{C}$ —PFHxS 若しくは直鎖  $^{18}\text{O}$ —PFHxS をそれぞれ 0.05mg 含む。

これらの溶液は、冷凍保存する。

#### (8) 有機フッ素化合物混合標準液

PFOs 標準原液、PFOA 標準原液 及び PFHxS 標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで 500 倍に薄めたもの

これらの溶液 1ml は、直鎖PFOS、直鎖PFOA及び直鎖PFHxSをそれぞれ 0.0001mg 含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

(9) 混合内部標準液

13C-PFOS 内部標準原液、13C-PFOA 内部標準原液及び 13C-PFHxS 若しくは 18O-PFHxS 内部標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで 500 倍に薄めたもの

この溶液 1ml は、直鎖 13C-PFOS、直鎖 13C-PFOA 及び直鎖 13C-PFHxS 若しくは直鎖 18O-PFHxS をそれぞれ 0.0001mg 含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

2~3 (略)

4 試験操作

(1) (略)

(2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフー質量分析計に注入し、表 1 に示すそれぞれの対象物質と内部標準物質のモニターイオンのピーク面積の比を求め、下記 5 により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中的のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。

なお、PFOS、PFOA 及び PFHxS はそれぞれ直鎖と分岐鎖の異性体のピーク面積を合わせて濃度を算定する。また、PFOS 及び PFOA については、それぞれの濃度を合計する。

PFOS、PFOA 及び PFHxS はいずれも酸 (C<sub>8</sub>H<sub>17</sub>SO<sub>3</sub>、C<sub>8</sub>H<sub>15</sub>O<sub>2</sub> 及び C<sub>6</sub>H<sub>13</sub>SO<sub>3</sub>) としての濃度を求める。

表 1 モニターイオンの例

<u>検出器</u>	<u>別表第 17 の 2 の 2 (4) エ①に該当する検出器</u>	<u>別表第 17 の 2 の 2 (4) エ②に該当する検出器</u>		
<u>対象物質</u>	<u>ミニターイオン (m/z)</u>	<u>プリカーサイオン (m/z)</u>	<u>プロダクトイオン (定量イオン)※1 (m/z)</u>	<u>プロダクトイオン (確認イオン)※1 (m/z)</u>
<u>P F O S</u>	<u>499</u>	<u>499</u>	<u>80</u>	<u>99</u>
<u>P F O A</u>	<u>413</u>	<u>413</u>	<u>169</u>	<u>369</u>
<u>P F H x S</u>	<u>399</u>	<u>399</u>	<u>80</u>	<u>99</u>
<u>13C 4—P</u>	<u>503</u>	<u>503</u>	<u>80</u>	<u>99</u>
<u>F O S※2</u>				
<u>13C 8—P</u>	<u>507</u>	<u>507</u>	<u>80</u>	<u>99</u>
<u>F O S※2</u>				
<u>13C 2—P</u>	<u>415</u>	<u>415</u>	<u>370</u>	<u>169</u>
<u>F O A※3</u>				
<u>13C 4—P</u>	<u>417</u>	<u>417</u>	<u>372</u>	<u>169</u>
<u>F O A※3</u>				
<u>13C 8—P</u>	<u>421</u>	<u>421</u>	<u>376</u>	<u>172</u>
<u>F O A※3</u>				
<u>13C 3—P</u>	<u>402</u>	<u>402</u>	<u>80</u>	<u>99</u>
<u>F H x S※4</u>				
<u>13C 6—P</u>	<u>405</u>	<u>405</u>	<u>80</u>	<u>99</u>

<u>F H x S</u> ※ <u>4</u>				
<u>18 O 2 — P</u>	<u>403</u>	<u>403</u>	<u>84</u>	<u>103</u>
<u>F H x S</u> ※ <u>4</u>				

※1 プロダクトイオンをモニターイオンとする。

※2 P F O S の内部標準物質

※3 P F O A の内部標準物質

※4 P F H x S の内部標準物質

#### 5 検量線の作成

混合標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに内部混合標準液を 1ml 加え、更にメチルアルコールで 10ml とする。以下、上記 4 (2) と同様に操作して、直鎖 P F O S 、直鎖 P F O A 及び直鎖 P F H x S のピーク面積のみを用いてそれぞれの検量線を作成する。

#### 6 空試験

精製水を一定量採り、以下上記 4 (1) 及び(2) と同様に操作して試験溶液中の P F O S 、 P F O A 及び P F H x S の濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記 4 (1) 及び(2) と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

#### 7 その他

全ての操作において、標準液及び試料と触れる部分にポリテトラフルオロエチレンが使用されている容器を用いないこと。

別添方法1～25 (略)					別添方法1～25 (略)																														
別紙1 水質管理目標設定項目の測定精度 (略)					別紙1 水質管理目標設定項目の測定精度 (略)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th><th>検査方法</th><th>変動係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>31</td><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr> </tbody> </table>					項目	目標値	検査方法	変動係数	1～30	(略)	(略)	(略)	31	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>目標値</th><th>検査方法</th><th>変動係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>31</td><td> <p>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)</p> </td><td> <p>ペルフルオロオクタン酸(PFOS) の量の和として、 0.00005 mg/L以下 (暫定)</p> </td><td> <p>固相抽出—LC— MS法</p> </td><td>20%</td></tr> </tbody> </table>						項目	目標値	検査方法	変動係数	1～30	(略)	(略)	(略)	31	<p>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)</p>	<p>ペルフルオロオクタン酸(PFOS) の量の和として、 0.00005 mg/L以下 (暫定)</p>	<p>固相抽出—LC— MS法</p>	20%
項目	目標値	検査方法	変動係数																																
1～30	(略)	(略)	(略)																																
31	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																
項目	目標値	検査方法	変動係数																																
1～30	(略)	(略)	(略)																																
31	<p>ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)</p>	<p>ペルフルオロオクタン酸(PFOS) の量の和として、 0.00005 mg/L以下 (暫定)</p>	<p>固相抽出—LC— MS法</p>	20%																															
別紙2～3 (略)					別紙2～3 (略)																														

**別添5 水質基準項目の測定精度**

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の 10 分の 1 (ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出一吸光度法については 4 分の 1) まで測定すること。この場合において、基準値の 10 分の 1 (ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出一吸光度法については 4 分の 1) 付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項 目		基 準 値	検 査 方 法	変 動 係 数
1～19	(略)	(略)	(略)	(略)
20	<u>ペルフルオロ(オクタン-1</u> <u>-スルホン酸)(別名 PFO</u> <u>S) 及びペルフルオロオクタ</u> <u>ン酸(別名 PFOA)</u>	<u>0.00005 mg /</u> <u>L 以下</u>	—	—
21～52	(略)	(略)	(略)	(略)

**別添5 水質基準項目の測定精度**

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の 10 分の 1 (ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出一吸光度法については 4 分の 1) まで測定すること。この場合において、基準値の 10 分の 1 (ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出一吸光度法については 4 分の 1) 付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項 目		基 準 値	検 査 方 法	変 動 係 数
1～19	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>				
20～51	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け衛水第270号）

改正後（新）	改正前（旧）																														
(前略) 記 1 (略)	(前略) 記 1 (略)																														
2 水質検査に関する事項 (1) (略) (2) 水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。 ① 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。 ②、③ (略)	2 水質検査に関する事項 (1) (略) (2) 水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。 ① 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。 ②、③ (略)																														
3、4 (略)	3、4 (略)																														
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)																														
別表第4	別表第4																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>目標値 (mg/L)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>27</td><td>有機すず化合物</td><td>0.0006 (暫定値) <u>注1)</u></td></tr> <tr> <td>28～48</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>49</td><td>要検討PFAAS <u>注2)</u></td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p><u>注1)</u> トリプチルスズオキサイドの目標値</p>	番号	項目	目標値 (mg/L)	1～26	(略)	(略)	27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) <u>注1)</u>	28～48	(略)	(略)	49	要検討PFAAS <u>注2)</u>	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>目標値 (mg/L)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>27</td><td>有機すず化合物</td><td>0.0006※ (暫定値)</td></tr> <tr> <td>28～48</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>49</td><td>ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※トリプチルスズオキサイドの目標値</p>	番号	項目	目標値 (mg/L)	1～26	(略)	(略)	27	有機すず化合物	0.0006※ (暫定値)	28～48	(略)	(略)	49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—
番号	項目	目標値 (mg/L)																													
1～26	(略)	(略)																													
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) <u>注1)</u>																													
28～48	(略)	(略)																													
49	要検討PFAAS <u>注2)</u>	—																													
番号	項目	目標値 (mg/L)																													
1～26	(略)	(略)																													
27	有機すず化合物	0.0006※ (暫定値)																													
28～48	(略)	(略)																													
49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—																													

注2) 49の項の「要検討P F A S」は、ペルフルオロブタンスルホン酸（P F B S）、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（P F H x S）、ペルフルオロブタン酸（P F B A）、ペルフルオロペンタン酸（P F P e A）、ペルフルオロヘキサン酸（P F H x A）、ペルフルオロヘプタン酸（P F H p A）、ペルフルオロノナン酸（P F N A）、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸（H F P O—D A）の8物質である。

別表第5、別表第6 (略)

別表第5、別表第6 (略)

別紙3

「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日付け生食水発0331第2号～第4号）

改正後（新）				改正前（旧）			
(前略)				(前略)			
記				記			
1、2 (略)				1、2 (略)			
表1 長期的な健康影響を考慮して基準が設定されている物質							
3	(略)	<u>20</u>	<u>ペルフルオロ(オクタン一カルボン酸) (別名PFOs) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)</u>	3	(略)	<u>(新設)</u>	
5	(略)	<u>21</u>	ベンゼン	5	(略)	<u>20</u>	ベンゼン
6	(略)	<u>22</u>	塩素酸	6	(略)	<u>21</u>	塩素酸
7	(略)	<u>23</u>	クロロ酢酸	7	(略)	<u>22</u>	クロロ酢酸
8	(略)	<u>24</u>	クロロホルム	8	(略)	<u>23</u>	クロロホルム
12	(略)	<u>25</u>	ジクロロ酢酸	12	(略)	<u>24</u>	ジクロロ酢酸
13	(略)	<u>26</u>	ジブロモクロロメタン	13	(略)	<u>25</u>	ジブロモクロロメタン
14	(略)	<u>27</u>	臭素酸	14	(略)	<u>26</u>	臭素酸
15	(略)	<u>28</u>	総トリハロメタン	15	(略)	<u>27</u>	総トリハロメタン
16	(略)	<u>29</u>	トリクロロ酢酸	16	(略)	<u>28</u>	トリクロロ酢酸
17	(略)	<u>30</u>	ブロモジクロロメタン	17	(略)	<u>29</u>	ブロモジクロロメタン
18	(略)	<u>31</u>	ブロモホルム	18	(略)	<u>30</u>	ブロモホルム
19	(略)	<u>32</u>	ホルムアルデヒド	19	(略)	<u>31</u>	ホルムアルデヒド
3～6 (略)				3～6 (略)			